

第 84 回（令和 4 年度第 3 回）さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 24 日（月）14 時 00 分～15 時 45 分
- 2 会 場 さいたま市男女共同参画推進センター 会議室 3
- 3 出席者 【委 員】田代会長、堀川委員、飯島委員、植村委員、江成委員、角谷委員、山崎委員、岩見委員、松岡委員、荒井委員、丸屋委員  
 【事務局】新藤人権政策・男女共同参画課長  
 蕨島男女共同参画推進センター所長、山口男女共同参画相談室所長、沼田主査、羽賀主任、播磨主任
- 4 欠席者 【委 員】 遊馬委員、兼宗委員
- 5 会議の詳細

1 開 会	14 時 00 分、第 84 回（令和 4 年度第 3 回）さいたま市男女共同参画推進協議会を開会した。
定足数の確認	（事務局） 本協議会委員総数 13 名のうち 11 名の出席により、本協議会規則第 3 条第 2 項に規定する「委員の過半数」を満たしていることを確認した。
傍聴者の確認	本会議の傍聴者はいないことを確認した。
資料の確認	配布資料について不足がないか確認を行った。
2 あいさつ	（田代会長） 提言書をお読みになっていただいた方もいると思うが、提言書の最初のところに諮問の経緯というのが書いてある。男女共同参画のまちづくり条例が平成 15 年 3 月に制定され、男女共同参画のまちづくりプランもこの条例に基づき翌年の 2003 年から始まっているっていうことを、私自身、改めて感慨深く思っている。というのは、ご存知の方もいると思うが、2000 年代に入り、2002 年、2003 年から激しいジェンダー・バッシング、そして私も研究している性教育バッシングが起こったという経緯がある。そのよ

<p>3 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①第5次さいたま市男女共同参画基本計画提言書の素案について</p>	<p>うな中、日本ではジェンダーという言葉がメディアでほとんど使われないまま時間が過ぎた。ところが、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長の不適切な発言をきっかけとして、日本でもメディアでジェンダーという言葉が普通に使われるようになった。今、ジェンダー平等やダイバーシティ推進の機運が高まっている中で、勢いに乗ると同時に、慎重に、何を大切にしていけるのかということ共有しながら、第5次計画の提言書を作っていければと思っている。新たに考えなくてはいけない課題などもあるかと思うので、皆様に率直な意見を出していただき、ジェンダー平等、ダイバーシティ推進の飛躍につながるような提言になればと思うので、皆様のお力をお貸しいただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>これより議題に入る。本協議会規則第3条の規定により、議長を田代会長にお願いしたい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>協議事項①「第5次さいたま市男女共同参画基本計画提言書の素案について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料1-1～1-5により提言書素案について説明</p> <p>(田代会長)</p> <p>提言書素案への意見の前に、重点事項に設定する意味合いについて改めて事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>重点事項に設定するものについては、重点的に推進していく事業として位置付け、男女共同参画推進センターで行う事業においても、関連する項目について重点的に講座等の実施をしていくこととなる。また、計画全体の進行管理の関係で言うと、現行計画でもそうであるが、外部評価の対象事業とし、委員の皆様へ外部評価をしていただき、よ</p>
--	---

り効果的に事業推進を図っていくようなものとなる。そのほか、現行計画での取組はもちろん、できる限り新規の事業等も設定するよう計画の策定の際に努めていく。

(松岡委員)

1点目、目次のところで、I-3の「現行計画での取組と課題」について、現行の第4次プランの記載は4つ程だったと思うが、今回の提言書では目標IからVIIに対応するものとなっているのはなぜか。

2点目、14ページの重点事項⑤の「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」について、文章を読むと女性しかでてこないが「等」は何を想定されているのか。

3点目、11ページの計画の位置付けにある「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について、法律の条文を読むと、市町村計画の策定については第8条3項で努力義務となっているが、同条4項で公表が義務となっている点との関係はどう解釈するものか。

(事務局)

1点目、「現行基本計画での取組と課題」についてだが、今回は現行計画の目標毎に取組と課題について記載するという形でまとめさせていただいた。

2点目、「困難な問題を抱える女性等」の「等」の部分に何が含まれるかという点について、委員の指摘を受け、「等」は不要ではないかと認識したところである。

(松岡委員)

今後、想定するものが出てくるかもしれないため「等」を入れても良いと思うが「等」に入るものの想定がはっきりしないのであれば、除いた方が良いのではないか。

(事務局)

法律上は特に「等」に含まれるものを規定しているものではないため、法律に基づく基本計画に対応させることを考えると「等」は不要であると考えます。

(田代会長)

困難な問題を抱える女性と言ったときに、例えばシングルマザーなどが想定されると思うが、その時、困難や必要な支援は子どもにも直接及ぶと思う。そういうことも視野に入れる意味で「等」が入っていると理解してよいか。

(事務局)

女性の福祉の向上を目的として制定されている法律なので「等」は不要ではないかと松岡委員からの指摘をいただいて思ったが、田代会長のおっしゃるように、子どもも支援すべき対象に含まれるということと、この部分は再掲事業が多くなってくると思われるが、事業自体は男女かわらず対象としているものも多いため、「等」を残しても良いのではないかとも思ったところである。

(松岡委員)

さいたま市の施策を作る時にどこまで範囲を広げるかとかいうことにも関係してくる。

(角谷委員)

法律に基づくなら「等」を入れないことになる。書き方としては、この法律に基づいてのものということであれば等を入れず「女性」、さらにそこから広げ、同じ趣旨で女性に限らずということであれば、それを区別して記載するような説明にすれば不正確にはならない。その辺りを踏まえてどちらにするかということだと思う。

(飯島委員)

目標Ⅵの「誰もが安心して暮らせるまちづくり」について、項目が多い。また、「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」の順番がどうして目標Ⅵの中で4番目なのかがわからないと感じた。困難な問題を抱える女性に対する支援の部分は、再掲が多くなるとのことだが、もう少し整理できるのではないか。法律ができたから施策の方向として加えるというのは十分理解できるが、困

難な問題を抱える女性の中にもひとり親や若い女性なども含まれてくると思う。

また、次の目標Ⅶの「あらゆる暴力のないまちづくり」についてご説明いただいたが、「あらゆる暴力のないまちづくり」では意味するものが違ってくると思うため、目標Ⅶはジェンダーに基づく暴力の根絶などとなるのではないかと思う。しかし、そうなると目標Ⅶの施策の方向の1番目の「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」がなぜあるのかなど整理がうまくつかない。

(田代会長)

子どもへの虐待や、ジェンダーに基づく暴力以外の暴力がなくなると、ジェンダーに基づく暴力もなくなると思うため、私は「あらゆる暴力」でいいのかなと思う。

(飯島委員)

虐待などもジェンダーに基づいているとみれば、大きな括りで目標Ⅷはやはりジェンダー平等のための施策のため、目標Ⅶ全体として、「ジェンダーに基づく」として良いのではないか。

(田代会長)

しかし、暴力の問題は複雑で、ジェンダーに基づく暴力だけで片付けられず、あらゆる暴力としないとジェンダーに基づく暴力もなくなるといけないのではないか。

(飯島委員)

「あらゆる暴力のないまちづくり」では対象が広過ぎ、計画で対象としないものも意味してしまうのではないか。

(角谷委員)

あくまで、男女共同参画という観点で言えば、ジェンダーに基づくものに限らないと、全てのことを、本来全部望ましいものであるからと入れていくことになってしまうと思う。児童虐待はジェンダーに関連する部分もあるが、厳密には違う部分もあったりする。そうすると、この目標

VIIの5番目の「子どもの安全確保及び必要な支援の充実」の  
ところの扱いはどうなるのかなど、どこまで何を目標VII  
の中でカバーしていくのかという点については整理した  
ほうが良いと思う。

(田代会長)

松岡委員の質問について、法律上の解釈に関する部分の  
回答がまだいただけていないので、そちらを先に事務局よ  
り回答をお願いします。

(事務局)

法律の条文に関しては、第8条第3項で市町村計画の策  
定について努力義務としており、同4項の公表の義務につ  
いては、あくまで策定した場合、策定時または変更時に遅  
滞なく公表することを義務付けているものである。

(田代会長)

「等」については事務局でも再度検討をしていただきた  
い。

(事務局)

「等」については、具体的な事が決まってきた段階で付  
けさせていただくかもしれないが、一旦とらせていただく  
こととしたい。

(田代会長)

「あらゆる暴力」の部分についてはご意見いかがか。

(堀川委員)

目標VIの3番目に「高齢者、障がい者、性的マイノリテ  
ィー、外国人などが安心して暮らせる環境整備」と書いて  
あると思うが、安心して暮らせることと、暴力がないとい  
うことは非常に関連していることだと思う。そういった意  
味で、「あらゆる暴力のないまちづくり」の中にも、ジェ  
ンダーだけでなく、重なり合う属性などを意識して、「女  
性に対する」ではなく、「あらゆる暴力」に言葉を変えた

のかなと解釈している。そう考えた時に、「安心して暮らせるまちづくり」と「暴力のないまちづくり」というところも、重なり合いや、住み分けをどのように整理しているのかということが気になった。現行の第4次プランの目標では、暴力というものを狭くとらえて策定していたかと思うが、今回の第5次プランでは暴力を広くとらえているからこそ、その前の「安心して暮らせるまちづくり」重なるところが多くあると思う。

(事務局)

これまでのDV防止基本計画に相当する部分を、目標Ⅶに位置付け、目標Ⅵの「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の部分では、地域の中で誰もが安心して暮らしているための環境整備ということに主眼を置き、暴力の発生などに対する対処等については、目標Ⅶにおいて実施していくものと考えている。

(堀川委員)

「あらゆる暴力」と聞いたときに、構造的暴力の問題なども含まれるのかなと思ったが、そうではなく、あらゆる対象に向けた狭義の暴力を目標Ⅶの対象としていて、むしろこの構造的暴力などは、目標Ⅵのところに含まれるという理解でよいか。

(事務局)

より広い概念としての構造的暴力は目標Ⅵ等に関連してくるものと考えている。今回、目標Ⅶから「女性に対する」というのを外させていただいたのは、男性から女性に対する暴力だけではなく、女性から男性に対する暴力や、性的少数者のパートナー間の暴力なども存在している現状があるものの、これらに対応しきれていない部分もあるため、女性に限定というところから少し視野を広げていく必要があると考えたためである。

先ほどご指摘いただいたような、目標Ⅶで対象とする暴力に関する事などは、何らかの形で説明を入れていこうと考える。

(堀川委員)

暴力という言葉に「あらゆる」がかかってくる構造に言葉としてなっていると思うので、それが少しわかりづらいと思ったが、女性だけではなくあらゆる対象に対するということであれば、私はあまり違和感無い。

関連して一点、今、同性パートナーシップの話があったと思うが、今回この提言書の中で、パートナーシップ条例とパートナーシップ宣誓制度の話が国と県の動向のところで書かれていないと思う。さいたま市も2020年からパートナーシップ宣誓制度を開始しているほか、地方行政のレベルでいうと相当な数が、条例や、宣誓制度を制定していると思うので、その辺りのことを、現状の整理の中に記載したほうが良いのではないか。特にパートナーシップの話は、国が全く動こうとしていない中で、各地方自治体で取組を開始しており、お互いの取組が各地域にも影響し合うという部分があると思う。

(事務局)

県の条例につきましては、6ページの方に記載させていただいているが、確かにさいたま市のパートナーシップ宣誓制度が始まっているという記載は無いため、記載したいと考える。

(堀川委員)

私が数年前に自分の研究でまとめた時から相当増えており、これからも増え続けると思う。やはり要因として各地域で影響し合っているということがあると思う。現時点でパートナーシップ宣誓制度の導入がどのくらいあるかという点も記載いただければと思う。

(事務局)

県内のパートナーシップ宣誓制度の導入状況については、毎月のように増えているような状況のため、何月時点というのを明記した上で、記載をさせていただきたいと考える。



(角谷委員)

パートナーシップ制度など、そういったことを各地域で連携するのは私も大賛成だが、男女共同参画ということに携わるときに、ジェンダーのことというのはどこまで入れていくのかということは判断が難しいと感じている。もとの男女の差というところに、あらゆる性というのを持ち込むのは、少し種類の違う部分もあったりするため、適切なのかという問題がある。すべての性が平等であるのはもちろんのことだが、対象を広げていこうとすると少し色々な問題意識がぼやけるところが出てくるため、工夫をしていただく必要があると思う。

少し話が戻るが、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」と「あらゆる暴力のないまちづくり」のことについてだが、弁護士から見ると、目標Ⅵで対象とするものが生じたときと目標Ⅶで対象とするものが生じたときの動き方は全く違うものであり、根拠となる法律も違うため、ここは区別したままでいいと思う。

(田代会長)

意見のほか、確認しておきたい点などもあれば質問いただきたい。

(江成委員)

経済的自立に向けた取組の推進は重点事項としていただいているが、それとともに、目標Ⅵ、目標Ⅶにあるような、守るということに視点を置いたものもある。ひとり親の支援を日常的にしている中で、ひとり親や、子どももそうだが、守ることと自立支援には相反する部分もあると感じている。守ると成長させる、この2つのバランスがすごく難しく、守り過ぎると結局自立できない。今すべての福祉が曖昧で、どちらかという守るに偏っているため、女性が弱体化しているということをすごく感じており、それが一番大きな問題ではないかと自立支援をやっている中で感じている。その辺りの相関的な関係についてどの程度認識しているのか。

(田代会長)

とても重要な意見だと思うが、どんな認識かということよりも、どこの部分でどのように提言書に反映したら良いか意見をうかがえたらと思う。

(江成委員)

自立支援というところに関しては、例えば、しっかりと世帯主の意識を持つことという様な文言が入るだけでも、何をするかが見えてくる。今の自立支援は年収が低くても、1人でどうにかパートでも生活ができていると行政では自立支援ということになってしまっているが、それでは将来を作れていないという現状がある。

目標Ⅶについても、あらゆる暴力は本当に根絶した方が良いが、視点を変えるだけで、同じ言葉でも捉え方を変化させることはいくらでもできるので、そういった意識についても適切な言葉が入れられると良いと考える。言い方はおかしいが、言葉の暴力に耐えうる人を育てていくような視点も必要ではないか。

(事務局)

まず、目標Ⅶの中の被害者の自立支援とは、自分の事を自分で意思決定していくなど、長年の暴力や暴言により自己肯定感が低くなってしまった状態からの自立支援であり、必ずしも経済的な自立支援ということではない。

(江成委員)

そこは理解しているが、目標Ⅴの中の「女性の経済的自立に向けた取組の推進」と、目標Ⅶの中の取組で相反するものがあるため、被害者の自立支援のところに、ある意味メンタル強化のような視点も入ってくるのではないかと  
いうことである。

(田代会長)

支援のあり方として、とても重要な視点だと思うが、こういった計画を策定する際に、被害者が強くならなくては

いけないという論理を盛り込んでいくことは難しいと思う。十分な支援やケアがあって生きていくのが人間であるというのがジェンダー的な視点では重要であるから、力をつけていくことは支援の仕方として重要であるが、それを計画上文言として盛り込むのは難しいのではないか。

(江成委員)

難しいということはわかるのだが、危機感を感じている。では、目標Ⅶの6番目の「民間団体との連携・協働」などに含めていくようなものか。

(事務局)

目標Ⅶの6番目の「民間団体との連携・協働」で想定しているものとは異なる。

計画上の基本的な方針について、まず被害者の支援という形を掲げさせていただき、個々の被害者への具体的な対応の中では、今おっしゃっていただいた意識の切り換えなどが必要なのではないかということも助言させていただくこともあるかと思う。

(飯島委員)

江成委員の意見についてとても理解できるが、先ほど田代会長がおっしゃったように被害者が悪いわけではないため、目標Ⅵ、Ⅶに入れるのは現状難しいと思う。だから、目標Ⅴの中の女性の経済的自立に向けた取組の部分に、どのような文言にするかは難しいが、女性のエンパワーメントというか、主体性の形成を促すといったようなことを入れていくのが良いのではないか。

(江成委員)

飯島委員のおっしゃるとおりだと思う。目標Ⅴの中に反映していただくとバランスがとれると思う。

(田代会長)

キャリア教育にも関わる部分があると思うため、たしかにその辺りで意識すると良いのかもしれない。

(角谷委員)

提言書素案の40ページだが、AV出演被害防止・救済法と、職場におけるハラスメント等の二つがこの目標Ⅶに入っている理由を、暴力という言葉で、暴力とDVをどのような意味として使われているかも含め教えていただきたい。

(田代会長)

質問の趣旨を伝えていただいた方が答えやすいと思うため、趣旨の説明をお願いします。

(角谷委員)

DVには身体的なDV、経済的なDV、精神的なDV、性的なDVなど色々なDVがあり、そのうち警察が関与してくれるものなども限られているし、法命令も身体的なものしか出ないなどの区別がある中で、「暴力のないまちづくり」という言葉を聞いたときに、身体的暴力のことを指しているものなのかと思ったため、その2つが少し異質なものに見えたので、その趣旨を教えていただきたいということである。

(田代会長)

ハラスメントは暴力には含まれないのではないかと  
いうことか。

(角谷委員)

そうではなく、ここでいう暴力とは何を意味しているか  
ということである。

(事務局)

暴力については身体的暴力以外の暴力も含んで考えて  
いる。DVとした場合は、暴力の対象が配偶者等のパート  
ナーに対するものということである。セクシュアル・ハラ  
スメントやAV出演被害については、目標Ⅶの施策の方向  
1「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」のところに

含まれてくるものと認識しており、記載させていただいている。

(角谷委員)

そうすると、職場におけるハラスメント、就職活動におけるハラスメントについては目標Ⅴで扱うが、そこに含まれないハラスメントは、目標Ⅶでカバーするというイメージか。

(田代会長)

各部局のある施策がこの目標に関連しているという紐づけはあると思うが、複数の目標に紐づいているという形はなかったか。

(事務局)

複数の目標に関連する施策もあり、再掲という形で記載している。目標Ⅴ、目標Ⅶの双方にセクシュアル・ハラスメントについて記載することは可能である。

(角谷委員)

明確に区別せず、横断的に合わせて考えているということか。

(事務局) そうである。

(田代会長)

好みの問題になってしまうが、38ページの、性と生殖に関する理解という部分について、国際的にはSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）なので、少し長くなるが、「性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重」とできたら良いと思う。

(松岡委員)

この生殖については、例えば不妊治療なども含むものか。

(田代会長)

含むものだと思う。

(田代会長)

11 ページの、基本理念について「女と男」と書いて「“ひと” と “ひと”」と読ませているが、性の多様性の観点からは議論が必要かと思うが、この基本理念は変更可能なものか。

(事務局)

基本理念については、特に委員からの意見も無かったため、一旦、第1次プランから現行計画まで引き継いでいるものとしているが、事務局としても委員の皆様からご意見をいただきたいと考えていた部分となるため、ご意見をいただければと思う。

(江成委員)

男女共同参画というのは男と女を平等にしたいのか、区別したいのか、差別したいのか、わからないと感じる。差別でなく区別するのは個人的には良いと思うので、今のままでもおもしろいと思う。

(田代会長)

先ほど、角谷委員の意見にあったように、そこに性の多様性を含んでいくのかどうかという議論は必要ではあると思う。

(角谷委員)

ジェンダーの問題があっても、クエスチョニングの方などは区別できないため、「“ひと” と “ひと”」をあえて男女という漢字で表記するのは、問題があるのではないかという感覚はある。男女共同参画の中身としては、これでも良いとは思いますが、これを見たときに市民がどのような印象を受けるかといった点は気になる場所である。あとは、私や、周りの弁護士もそうなのだが、女性の地位が低かった状態を、女性を支援することで男性と同じぐらいまで持

っていくようなイメージを持っており、やはり女性を優遇することで男性が困ったりするということにはなっていけないというのが前提であると思う。なので、ひらがなで「ひと」と「ひと」とするぐらいが無難ではないかと思う。

(江成委員)

ひらがなの「ひと」と「ひと」は良いと思う。

(堀川委員)

私もひらがなの「ひと」と「ひと」で良いのかなと思ったが、おそらくこれは、男女共同参画のまちづくり条例との関係がわかるように、わざわざ男女という漢字を使ったのではないかと考えたときに、ひらがなにしてしまうと、何の条例に関係するものかわからなくなるのではないかと、邪推かもしれないが、少し思ったところである。

(田代会長)

なにか、発展段階を説明しても良いのではないか。もともと、「女と男」と書いて「ひと」と「ひと」と読ませているが、この意味するものの中には、性の多様性についてもきちんと含まれてくるということなどを説明しても良いかもしれない。

先ほどの議論の中で、男と女の区別というのは、差別の基盤になるというのが、社会学的にも言われており、つまり区別することで違った扱いを受けて当然といったような、そういった規範や価値観が強化される。女性が男性並になることを目指すのではなく、男性でも色々な人がいて女性でも色々な人がいる、そういった多様な人たちがともに生きることを実現するまちづくりのようなものが目指すことではないかと個人的には思っている。

(山崎委員)

男女の漢字を使って「ひと」と「ひと」と読ませるこの表現を市で他に何か使っていたのではないか。

	<p>(事務局)</p> <p>以前、女・男（ひと・ひと）プラザという施設があった。また、女・男（ひと・ひと）フェスタというイベントがあったが今は名称を変更している。</p> <p>(山崎委員)</p> <p>名称を変更した理由は何か。</p> <p>(事務局)</p> <p>やはり多様性という観点から変更している。</p> <p>(山崎委員)</p> <p>ならばこちらでも変更した方が良いのではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>「“ひと”と“ひと”」はひらがなとし、先ほどの意見にあった男女共同参画の部分がわかりづらくなってしまいう点については、「性別を超えて」など一言言葉を添えるという方法もあるかと思う。</p> <p>(田代会長)</p> <p>もう他でも使用していない表現であれば、こちらでも変更したほうが良いのではないかという意見はすごく重要な気がする。</p> <p>(角谷委員)</p> <p>実際に、なぜこのような表現を使っているのかといった市民からの問い合わせがあったことはあるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>この計画に対してはないが、女・男（ひと・ひと）フェスタについてはあった。</p> <p>(角谷委員)</p> <p>今は権利意識が高まっているので、前は我慢されていた</p>
--	--



方が、声を上げるようになってきていると思う。嫌な思いされる方がいるのは良くないと思うので、その辺も考慮が必要であると思う。

(田代会長)

時間も1時間半ほど経過しているため、この辺りで協議事項1についての協議を終了し、協議会後の意見提出の際に意見を出していただくということとしたいと思うが、何かこの場で言っておきたいこと、議論しておきたいこと等があるか。

(松岡委員)

スケジュールについて、来年10月のパブリック・コメントでは何について意見募集するのか。

(事務局)

3月に協議会から市長への答申を提言書という形でいただき、実際の事業を計画に紐づけ、素案、計画案という形で、順次策定していく。その過程で、パブリック・コメントという形で計画素案に対し市民からご意見を募集する。

(田代会長)

計画素案には数値目標なども含まれているものか。

(事務局)

数値目標や具体的な事業を含むもので、計画の原案のようなものとなる。

(田代会長)

皆様の方から数値目標についてのご意見もあったかと思うが、計画素案の策定の際に、目標についても、見ていただくと良いのかなと思う。

(田代会長)

ほかに意見等はないか。

<p>(2) 報告事項</p> <p>①令和4年度外部評価に対する事業担当課からの所見について</p> <p>②第3次DV防止基本計画の令和3年度実施状況について</p>	<p>無いようなので、(2) 報告事項に入る。</p> <p>報告事項①「令和4年度外部評価に対する事業担当課からの所見」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料2により、「令和4年度外部評価に対する事業担当課からの所見」について報告</p> <p>(田代会長)</p> <p>記載されている意見については委員から提出された意見の中からそれぞれ3つ程度を選定したということか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そうである。</p> <p>主な評価理由、意見等のところについては、委員の皆様からいただいた意見の中から年次報告書に記載するスペースなどの関係から、主なものや事業所管課に対する提言となるようなものを中心に、2つから3つほどに絞らせていただき、各事業所管課に、所見を求めたところである。</p> <p>(田代会長)</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>無いようなので、報告事項②「第3次DV防止基本計画の令和3年度実施状況」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料3により、「第3次DV防止基本計画の令和3年度実施状況」について報告。</p> <p>(田代会長)</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>無いようなので、報告事項③「その他」について事務局より説明をお願いします。</p>
---	---

<p>③その他</p>	<p>(事務局) 男女共同参画社会情報誌「You&amp;Me～夢～」及びパートナーシップさいたま広報誌「鐘の音」、男女共同参画推進センター主催講座について報告</p> <p>(田代会長) 何か、質問等はあるか。 無いようなので、以上で、本日の議題等はすべて終了となる。進行を事務局にお返しする。</p>
<p>4 閉会</p>	<p>(事務局) 本日は長時間にわたり、感謝する。 これをもって、協議会を閉会する</p>